

## 公表第7号

地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく財務監査及び事務監査並びに同条第7項に基づく出資団体及び財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成28年4月26日

久留米市監査委員	田中俊博
久留米市監査委員	塙秀二
久留米市監査委員	原口和人
久留米市監査委員	藤林詠子

# 出資団体監査報告

## 第1 監査の対象団体、期間及び指摘事項等件数

対象団体	監査実施期間	指摘事項 件数	意見 件数
一般財団法人 久留米市開発公社	平成28年2月4日 ～平成28年3月31日	0	1

## 第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、出資団体の平成26年度事業及び平成27年度事業について、当該事業によって出資目的は達成されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

なお、監査委員 原口 和人は、地方自治法第199条の2の規定により、除斥とした。

## 第3 出資の内容

### 1 出資の名称

一般財団法人久留米市開発公社出せん金

### 2 設立（出資）の目的

久留米市と一体となり久留米市総合計画の趣旨にのっとり、久留米市内既成市街地及び周辺地帯の地域特性に即応した開発のため必要な事業を行い、もって市勢の発展に貢献することを目的とする。

### 3 基本財産及び市出資金（平成27年3月31日現在）

- |          |            |
|----------|------------|
| (1) 基本財産 | 1,800,000円 |
| (2) 市出資金 | 1,800,000円 |

## 第4 監査の結果

事務・事業は、出資の目的に従って適正に執行されていた。検討又は是正を要する事項は特にないが、次のとおり意見を述べる。

### 意見

久留米市開発公社は、当面、土地開発公社とは異なる法的性質を持つ団体であることの特性や利点を極力活かした事業展開により、市勢発展への貢献を図るとしている。このところ黒字決算が続いているが、開発事業のための借入金とその返済額は大きく、一方では、土地の貸付事業において相手先企業の景気変動に伴う動向もリスクとして抱えている。それらのリスクを的確に把握した上で、経営上の利点を活用して、さらに良好な経営状況に向けて取り組まれることを望む。また、当公社と土地開発公社の並存と久留米市との関係についても必要な見直しと検討を続けられたい。

# 財政援助団体監査報告

## 第1 監査の対象団体、期間及び指摘事項等件数

対象団体	監査実施期間	指摘事項 件数	意見 件数
公益社団法人 久留米広域勤労者福祉サービスセンター	平成28年2月4日 ～平成28年3月31日	0	1

## 第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成26年度及び平成27年度の財政援助に係る事業について、当該事業は、援助の目的・条件に従って実施されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

## 第3 財政援助の内容

### 1 財政援助の名称（所管部局）

公益社団法人久留米広域勤労者福祉サービスセンター補助金（商工観光労働部）

### 2 財政援助の目的

公益社団法人久留米広域勤労者福祉サービスセンター事業の経費の一部を補助することにより、中小企業における快適な職場環境づくりや優秀な人材の確保と定着、さらには生活文化の向上と中小企業の振興に寄与することを目的とする。

### 3 事業費及び財政援助の額（平成26年度決算額）

- |         |             |
|---------|-------------|
| (1) 事業費 | 78,793,041円 |
| (2) 援助額 | 7,143,000円  |

## 第4 監査の結果

事務・事業は、財政援助の目的に従って適正に執行されていた。検討又は是正を要する事項は特にないが、次のとおり意見を述べる。

### 意見

中小企業勤労者福祉サービスセンター事業は、地域の中小企業勤労者と事業主が共同することのスケールメリットが利点であり、会員の拡大と継続とが最大の課題である。そのため、加入事業所や会員の勧誘・獲得には積極的に取り組まれているようだが、高齢社会の進行に伴って拡大しつつある事業分野の企業への浸透を図るための効果的な取組の工夫や、同業の他センターとの有効な情報・事業連携などにより、自立した安定的な経営が実現されるよう期待する。